

## 従業員を被保険者として事業者が加入した生命保険の

## 死亡保険金の一部を遺族に支払うべきであるとされた事例

家 田 崇

名古屋地裁平成七年一月二四日判決

(平成四年(ワ)三七六六号、保険金引渡請求事件)

判例時報一五三四号一三二頁

### 【事実】

被告Yは電気工事の請負を業とし、原告Xの夫である訴外Aらを従業員として雇用していた。Yは、かつて従業員が作業中に感電墜落事故を起こしその補償解決金などとして一〇〇〇万円以上の負担をする結果となったことから、労災に備え保険に加入するように、取引先会社の役員から忠告された。

Yの従業員はAを含めて五名である。団体定期保険に加入する資格を得るために必要な最低加入人員は二名であったから、Yのような小規模な事業者は団体生命保険に加入することは

できなかった。そこで昭和六一年八月二五日、Yは訴外B生命保険会社との間で、自己を契約者とし、Aを含む従業員それぞれを被保険者とする「定期付養老保険契約」を締結した。この生命保険契約の満期・死亡保険金及び災害保険金の受取人はY、高度障害保険金および疾病入院給付金の受取人はAであり、保険料の全額をYが負担した。本件保険契約は個人保険の一種である定期付養老保険に傷害特約と疾病入院特約が付加されたものであって、被保険者が死亡した場合には死亡保険金が支払われ

従業員を被保険者として事業者が加入した生命保険の死亡保険金の一部を遺族に支払うべきであるとされた事例(家田)

るが、死亡の原因が業務上であるか否かは問わない。なお死亡保険金額は一〇〇〇万円となっており、その内訳は養老保険金二五〇万円、定期保険金七五〇万円となっている。

本件保険契約締結に先立ち、下記の内容の「生命保険契約付保に関する規定」と題する文書が作成され、契約者（事業者）としてYが署名押印した。さらに、この付保規定には「この規定により付保することに合意した被保険者は以下のとおりである」と記載されており、その末尾には被保険者Aの署名押印がなされている。

## 記

(一) 当社は将来方が一従業員が死亡したことにより当該従業員に対し死亡退職金又は弔意金（ママ）を支払う場合に備えて、従業員を被保険者とし当社を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と締結することができる。

(二) この生命保険契約に基づき支払われる保険金の全部又はその相当部分は、退職金又は弔意金の支払いに充当するものとする。

(三) この規定に基づき生命保険契約を締結するに際して当社は、被保険者となるものの同意を確認する。

AはYの従業員として電気工事に従事していたが、平成二年四月以降二回に亘り病院に胃ガンの治療のために入院し、平成三年五月四日に胃ガンにより死亡した。その結果、XがAの妻として同人の権利義務を相続した。

YはB生命保険会社から、以下の保険金・給付金の支払いを受けた。

- ① 死亡保険金 一〇〇〇万円
- ② 増加保険金<sup>1)</sup> 八万九〇〇〇円
- ③ 積立配当金 一万六四〇〇円
- ④ 入院給付金 五一万円
- ⑤ 手術給付金 二〇万円

XはYに対し、(一) AとYとの間の前記合意ないし労働契約に基づき死亡保険金一〇〇〇万円とそれに対する遅延損害金、および(二) 不当利得返還請求権に基づき入院給付金と手術給付金合計七一万円とそれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを提起した。

## 【判旨】

一部容認・一部棄却

一「Yが本件保険契約を締結した動機としては、労働災害に

伴う損害に備えるためということが大きな比重を持っていたことは明らかであるが、本件保険契約の約款は労働災害の補償のみを目的としたものではなく、『生命保険付保に関する規定』からは、本件保険契約の趣旨・目的が業務上の災害であるか否かを問わず従業員が死亡したことにより当該従業員に対し死亡退職金又は弔意金（ママ）を支払う場合に備えるものであることを明記し、それ故、従業員の福祉に寄与するものであることから、税務上も保険料の損金処理を認めるなど優遇していることが認められるので、本件契約は主として従業員の福祉を目的としたものであると解することができる。

本件保険契約の趣旨・目的は以上のとおりであるが、本件保険契約の締結に先立って作成された『生命保険付保に関する規定』と題する書面は他人の生命の保険契約締結に必要とされる被保険者の同意を証する書面ではあり（ママ）、被保険者であるAが署名押印したとしても、右書面自体によってAとYとの間で死亡保険金を死亡退職金又は弔慰金として支払う旨の合意があったとまでは認めることはできない。

しかしながら、本件保険契約の趣旨・目的が前記認定のおおりであり、かつ、生命保険契約に基づき支払われる保険金の全部又はその相当部分は、退職金又は弔意金（ママ）の支払いに

充当することを明示して、従業員に付保の同意を求めているのであるから、当然、従業員の死亡に対し退職金又は弔慰金を支払うことが前提としてされていた（ママ）とみるのが自然であるから、本件保険契約の締結に際して、AとYとの間で、Aが死亡した場合保険金の全部又は相当部分を退職金又は弔慰金として支払う旨の合意があったと認めるべきである。」

二「次に、右合意に基づき、YがXに支払うべき金員の性質及びその額を検討するに、本来なら保険契約の締結に先立ち、事業者は退職金ないし弔慰金に関する規定を整備すべきものであるが、Yには退職金に関する規定がないので、YがAに対し退職金の支払義務を負っていたことは認めることができない。しかし、右合意によれば、YはAの遺族に対し弔慰金の支払義務を負っていると解することができるが、右合意自体から具体的な退職金又は弔慰金の額を確定することはできないけれども、少なくとも本件保険金の相当部分を弔慰金として支払うべきであることは明らかである以上、本件保険契約の趣旨目的、支払を受けた保険金額、Yが支払った保険料、保険金に関する税金の額、AのYにおける貢献度、死亡時の給与その他諸般の事情を考慮して、社会的に相当と認められる額を決定すべきである。」

弔慰金の支払の実情については明らかでないが、相続税法基

本通達三・二〇によれば、相続税法上弔慰金（ママ）の非課税範囲は業務外の死亡の場合は死亡時における賞与以外の普通給与の半年分であるとされていること等を参照して、右認定の被告の事業規模、Aの勤務期間、当時の給与を考慮して判断すると、死亡保険金に相当する一〇〇〇万円はAの弔慰金の額としては過大であるし、右額から保険料及び一時所得税の額を控除した金額をもってしても弔慰金の額としても過大であるといわざるをえない。

しかし、本件保険契約の趣旨、目的は従業員福祉にあり、それ故に税法上の優遇措置がなされているのであるから、死亡保険金によって事業者たるYに多額の利得を得させる結果となることも許されるべきではないし、また、本件保険金によってYが負担した過去の労災補償の補填も弔慰金を減額する理由とはなるものではない。以上の諸事情に、Yが支払った保険料の額、一時所得税の額等をも考慮すると、Aの遺族に支払われるべき弔慰金の額は四〇〇万円をもって相当とする。」

判決は、Yに対して、上記金額（四〇〇万円）に本件保険契約に基づいて取得した入院給付金五〇万円および手術給付金二〇万円の合計七十一万円を加え、そこからYが立て替えた医療費五十七万四九三円および葬儀費用六〇万円の合計一十七万四九

三二円ならびに香典分五万円を差し引いた金額である三四八万五〇六八円およびこれに対する平成三年六月七日から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払いを命じている。

### 【評釈】

判決がXの請求を一部認容した点については賛成。ただし、その理論構成および認容額については反対。

#### 一 本判決の意義

本判決は、事業者が保険金の全部または相当部分を退職金・弔意金に充当することを示して、被保険者たる従業員から生命保険契約締結の同意を得た場合に、事業者が受け取った死亡保険金の一部を、遺族に弔慰金として支払うよう命じた初めての判決である。

本判決で問題となった生命保険契約は、事業者たるYが自己を保険契約者・保険金受取人とし、従業員であるAを被保険者とする「他人の生命の保険」の一種である。他人の生命の保険契約を無制限に認めると、賭博的に悪用されたり、他人の死亡を期待し積極的または消極的に保険事故を招致する恐れが生じる。そこでこれを回避するために、法律で何らかの制限を設け

従業員を被保険者として事業者が加入した生命保険の死亡保険金の一部を遺族に支払うべきであるとされた事例（家田）

必要がある。この制限に関する立法例としては、保険金受取人が被保険者の生死につき被保険利益を有することを必要とする利益主義、受取人を被保険者の親族であることを必要とする親族主義、および、このような契約につき被保険者の同意を必要とする同意主義がある。わが国の商法は同意主義を選んでい<sup>(3)</sup>る（商法六七四条）。

事業者が従業員を被保険者として締結した「他人の生命の保険」が問題となった過去の事案には、大阪地裁昭和四四年二月二七日判決<sup>(4)</sup>、および東京地裁平成三年八月二六日判決<sup>(5)</sup>がある。いずれも傷害保険契約の事例であり、これらの事件では保険会社と事業者が、当該保険契約の被保険者になることにつき従業員の同意があつたか否かをめぐって争つた。両判決とも、当該保険契約は被保険者たる従業員の同意がなくして締結されたものであると認定し、したがって保険契約は無効であると判示している<sup>(6)</sup>。

これら二件とは異なり本件では、保険契約を締結するに当たって被保険者たる従業員（訴外A）が書面上の署名捺印をもって同意したことが、明らかとなっている。したがって、当該保険契約が有効に成立していることは争われていない。

本件は、事業者が生命保険会社から受け取った死亡保険金の

帰属をめぐって、被保険者Aの遺族であるXと事業者であるYが争つた事件である。本判決は、事業者が退職金規定を設けていないため退職金支払義務を負わない場合にも、遺族に対し保険金の相当部分を弔慰金として支払う義務を負うとし、Yが受け取った死亡保険金の一部をXに支払うように命じている。後述するように、類似の事件を取り扱つた本判決以降の判例も、事業者が受け取った死亡保険金の一部を遺族に支払うように命じて続けている。

近年、いわゆる「団体定期保険（Aグループ）」をめぐる紛争が問題となっている。この種の事件に関しては、静岡地裁浜松支部が平成九年三月二四日にはじめて判決を下した<sup>(7)</sup>。そこでは、問題となった団体定期保険は従業員の個別的同意を得ずに締結されたものであり、商法六七四条一項本文の規定により無効であるとされた<sup>(8)</sup>。団体定期保険に関する事件と本件とは、事業者が従業員を被保険者として生命保険契約を締結している点、および被保険者の遺族が事業者に対して死亡保険金の引渡を求めている点では共通しているものの、生命保険契約の種類が団体保険と個人保険であるという点で異なっている。しかし、両者を通じて問われているのは、従業員の死亡によって事業者が死亡保険金を得ていることの問題性である<sup>(9)</sup>。過労死事件に取り組

んできた弁護士たちが、本件等においてこの問題性を指摘し続けてきた結果、近時にこれが社会問題として広く認知されるようになった<sup>(11)</sup>。

本件の争点はYがB生命保険会社から受け取った金銭についてXがその引渡請求をできるか否かという点である。そこで、XのYに対する金銭引渡請求の可否を検討し(二)、その後、支払金額の具体的な算定方法を検討する(三)。これらの検討を行ったのち、本判決以降の判決例を概観し(四)、最後に若干のまとめを行いたい(五)。

## 二 被告への金銭支払請求の可否

XがYに対して引渡を請求している金銭は、給付金部分と死亡保険金部分にわかれる。このうち給付金部分、すなわち入院給付金および手術給付金の受取人は、当該保険契約によればAであったにもかかわらず、Yがこれらの金銭を受領した<sup>(12)</sup>ことに当事者間で争いはない。本判決は、これら給付金についてはXのYに対する不当利得返還請求を、問題なく認めている。給付金の受取人がAである以上、その相続人であるXがYに引渡を請求できることは当然である。

本件で争点となったのは、Yが受け取った死亡保険金について、Xが引渡を請求できるかである。

### 1 本判決の立場

本判決は、Yが「本件保険契約」を締結した動機として、労働災害に伴う補償に備えることが大きな比重をもっていたことを認めつつも、「本件保険契約は主として従業員福祉を目的としたものであると解することができる」と判断している。その理由として、「生命保険付保に関する規定(以下「付保規定」とよぶ)には、本件保険契約の趣旨・目的が業務上の災害であるかを問わず従業員に対し死亡退職金又は弔意金を支払う場合に備えるものであることが明記されている点、および従業員福祉を目的とするものであるからこそ税務上も保険料の損金処理を認めるなど優遇していることが認められる点をあげている。

しかし本判決では、「付保規定」を、「他人の生命の保険契約締結に必要とされる被保険者の同意を証する書面」でしかないと位置づけ、「被保険者であるAが署名押印したとしても、……AとYとの間で死亡保険金を死亡退職金又は弔慰金として支払う旨の合意があったとまでは認めることができない」としている。

従業員を被保険者として事業者が加入した生命保険の死亡保険金の一部を遺族に支払うべきであるとされた事例（家田）

他方、本判決は、本件保険契約の趣旨・目的が従業員福祉にあり、「かつ、生命保険契約に基づき支払われる保険金の全部又はその相当部分は、退職金又は弔慰金の支払いに充当することを明示して、従業員に付保の同意を求めているのであるから、……本件保険契約の締結に際して、AとYとの間で、Aが死亡した場合保険金の全部又は相当部分を退職金又は弔慰金として支払う旨の合意があったと認めるべきである」とした。もっとも、「Yには退職金に関する規定がないので、YがAに対し退職金の支払義務を負っていたことは認めることができない。しかし、右合意によれば、YはAの遺族に対し弔慰金の支払義務を負っていると解することができる」として、本判決はYのXに対する弔慰金の支払いを命じた。

判決の論旨は以下の四点に要約できよう。(Ⅰ) Yと保険会社との間で締結された生命保険契約は、主として従業員の福祉を目的としたものである。(Ⅱ) その締結の際に作成された「付保規定」は、他人の生命の保険の効力発生要件である被保険者の同意を書面化したものであり、事業者と従業員との間で退職金又は弔慰金支払いを定めたものではない。(Ⅲ) 本件保険契約の趣旨、目的、および付保規定の内容から、Aが死亡した場合Yは保険金の全部又は相当部分を支払う旨の合意がなされていた

と認定できる。(Ⅳ) Yには退職金に関する規定がないので、YからAに対する退職金支払いは認めることはできないが、上記合意によってYはAの遺族に対し弔慰金の支払い義務を負っている。

## 2 検討

判決の立場を上記の四点につき検討しよう。

### Ⅰ 本件生命保険の目的

第一に本判決では、本件生命保険は主として従業員の福祉を目的としたものである判示している。この点については筆者は判旨に賛成である。

Yは、本件生命保険契約の目的は労働災害の補償にあり、それ以外には従業員に支給することを予定していないと主張した。この主張によると、労働災害によって被保険者が死亡した場合のみ、当該保険金を補償のために使用し、被保険者が労働災害以外の原因で死亡した場合は、当該保険金をYが受け取ることになるであろう。このような内容の他人の生命の保険契約については、それが直ちに不法な契約となるわけではなく、従業員である被保険者がそのことを承知して同意を与えているときは、理論上有効な生命保険契約となるとの指摘がなされている。<sup>13)</sup>そこで、従業員たるAが、本件保険契約締結時にYの主張す

る目的を十分に理解し、同意を与えていたか否かが問題となるであろう。しかし、判決もいのように「付保規定」の文言には「将来方が一従業員が死亡したことにより当該従業員に対し死亡退職金又は弔慰金を支払う場合に備えて」とあるのみである。この文言から本件生命保険の目的が労働災害の補償にあるという趣旨を推定することは困難である。よって、被保険者たるAがYの主張する目的を承知して同意を与えていると考えることはできない。

その上で、改めて本件保険契約の目的をどのように解するかが問題となる。本判决では、「付保規定」の文言および税法上の取扱いを根拠に、本件保険契約は従業員の福祉を目的としたものであるとしている。そもそも、本件および昨今話題となっている団体定期保険をめぐる紛争は、従業員の死亡によって事業者が多額の金銭を生命保険金という形で受け取ることに対する疑問から発生している。この点を考慮に入れると、本件生命保険契約の目的は従業員の福祉にあるとする本判决の立場には、Aの死亡によってYが多額の金銭を得る結果が生じることを回避させる機能があると考えられる。

## II 付保規定文言と商法六七四条の同意について

第二に本判决は、「付保規定」の文言がそのまま事業者と従業

員間の退職金又は弔慰金規定に該当することを否定した。この趣旨は必ずしも明らかではない。判旨は「付保規定」を、他人の生命保険が締結される際に必要な被保険者の同意を书面化したものと位置づけ、その存在によって直ちにYのAに対する退職金又は弔慰金の支払い義務が生じることはない<sup>14)</sup>と確認しているものと、筆者は理解する。このような見方が正しいとすれば、本判决には疑問が残る。「付保規定」の文言から、直ちにYのAに対する退職金又は弔慰金の支払い義務を認めることが可能であると考えられるからである<sup>15)</sup>。なお、ここでいう退職金または弔慰金は、Y A間に存在する労働関係上の退職金規定又は弔慰金規定とは別個独立のものである<sup>16)</sup>というまでもない。

商法六七四条一項の同意は他人の生命保険の効力発生要件であり、この規定は強行規定であると理解されている<sup>16)</sup>。この商法六七四条の趣旨を考えた場合、他人の生命の保険締結時の被保険者の同意については、厳格な取扱いが必要となるであろう。本件において生命保険契約締結時に作成された「付保規定」には、「一 この生命保険契約に基づき支払われる保険金の全部又はその相当部分は、退職金又は弔慰金の支払いに充当するものとする。」という文言（以下規定文二とよぶ）があった。その上で「付保規定」は「この規定に基づき生命保険契約を締結するに際し



従業員を被保険者として事業者が加入した生命保険の  
死亡保険金の一部を遺族に支払うべきであるとされた事例（家田）

て当社（店）は、被保険者となるものの同意を確認する。」としている。よって、商法六七四条にいう同意は規定文二に基づいてなされていることになる。ここでもう一度規定文二をみると、保険金の全部又は相当部分は被保険者又はその遺族に支払われると読むことができる。そのように読めるが故に、被保険者は道徳的危険を感じることなく同意を与えることができたと考えるべきではなからうか。

以上の検討から、被保険者の同意が有効になされていると事業者も認めている本件では、事業者は従業員又はその遺族に対して、事業者・従業員間の合意に基づき当該保険金を支払う義務を負うものと考ええる。<sup>17)</sup>

### Ⅲ 事業者と従業員の間合意について

第三に本判決は、当該保険契約の目的および合意の内容を総合的に考慮した上で、従業員の死亡の場合Yが退職金または弔慰金を支払うことが前提であると推測し、よって保険金を退職金又は弔慰金として支払うという合意があったと推測している。<sup>18)</sup> 上述のように筆者は、被保険者の同意に基づいて直接、YのXに対する金銭支払義務が生じると考えるから、このようにYA間の合意を総合的に推測したり擬制したりする必要はなくなる。

### Ⅳ 退職金または弔慰金規定との関係

第四に本判決は、Yには退職金の規定がないために、弔慰金をXへ支払う義務があるとしている。しかし、なぜYの退職金又は弔慰金に関する規定がYA間の個別的な合意に優先されるべきかについては、明かでない。判旨が、Yに退職金規定がない以上、Yに退職金支払義務はないと断定している点には疑問がある。筆者は、仮に退職金又は弔慰金規定とYA間の個別的な合意が共に存在するとしても、優先されるべきは、個別的なYA間の合意であると理解する。

なお、本件の保険契約ではそうではないが、事例によっては、退職金又は弔慰金規定との関連をとどめた文書に基づいて、被保険者たる従業員が商法六七四条の同意を与えている場合がある。<sup>19)</sup> たとえば「本契約は事業者における福利厚生制度との関連において締結したものであり、事業者は本契約における保険金の全部又は一部を弔慰金制度規定に則り支払う金額に充当することとする」という文言に基づいて、被保険者たる従業員が同意を与えた事例がある。<sup>20)</sup> このような事例において、退職金・弔慰金の所定額が小額であるのに比べて多額の保険金が支払われるとなると、企業に不労の利得が生じるおそれがある。現在係争中の団体定期保険をめぐる紛争においては、一方で事業者が

多額の保険金を受け取つていながら、従業員の遺族に対しては、「弔慰金制度」に基づいた金額しか支払つておらず、それ以外の金額を事業者が取得していることは是非が争われている<sup>20)</sup>。ただし、このような文言にしたがった場合、弔慰金規定の範囲内のみのお金を受け取ることを前提に商法六七四条の同意が形成されたとも考えられる。しかし、この場合、被保険者がその死亡によつて勤務先企業に保険金を受領させることまでを認識して同意したのかは疑問である。商法六七四条の趣旨にもとづいて被保険者が文書で同意を与えた場合、その文書から推測される被保険者側に最も有利な結果を念頭に置いて同意を与えていると解する必要があるのではないかと筆者は考える。

本件の「付保規定」の文言は、退職金又は弔慰金規定とは別個独立に、事業者に保険金の全部又は相当部分を支払う義務を発生させると読むことができるので、上記のような問題さえ発生しない。

### 三 原告への支払金額算定方法について

#### 1 判決の立場

本判決は、YのXに対する弔慰金支払義務を認め、「保険金の相当部分を弔慰金として支払うべきであることは明らかである」

としている。しかし、YがXに支払うべき具体的金額については、①本件保険契約の趣旨目的、②支払いを受けた保険金額、③Yが支払った保険料、④保険金に関する税金の額、⑤AのYにおける貢献度、⑥死亡時の給与その他諸般の事情を考慮して、社会的に相当と認める額を決定すべきであるとしている。そして、本件においてYがXに支払うべき弔慰金の額は四〇〇万円をもって相当すると判示している。このような支払金額の算定方法は、後述する本判決以降の判例においても採用されている。

#### 2 検討

本判決の立場には反対である。AのYにおける貢献度、死亡時の給与など、生命保険契約とは無関係の基準を用いて、具体的金額を算定している点にとりわけ疑問を抱く。

本判決の立場では、被保険者たる従業員の貢献度等に応じた価格が遺族に支払われ、それ以外の保険金は事業者に帰属することになる。すると、貢献度の少ない従業員が被保険者となっている保険契約ほど、事業者が受け取る保険金額が多額になるという結論が導かれることになる。判決の立場がこのような結論を導いている理由は、まず遺族の受け取る金額について算定し、その金額を保険金額から引いた残額を事業者がうけとるとする理論構成を取っていることにある。

このように、事業者と被保険者との諸事情を勘案して遺族への支払金額を定めるとする判決の立場は、金額算定基準としてあいまいなものである上に、事業者が受取る金額を根拠づけることが困難である。遺族への支払金額算定基準について筆者は、これを事業者と被保険者の関係に求めるのではなく、保険契約の内容に求めるべきであると考ええる。

本件においては、「定期付養老保険」という保険契約の性質から金額を算定することが可能であろう。定期付養老保険とは、満期の場合も死亡の場合も同額の保険金を受け取る「養老保険」に、一定期間内に死亡した場合にのみ保険金を受け取ることができる「定期保険」が組み合わされた保険である。本件保険契約は、三〇年満期、満期保険金額二五〇万円の「養老保険」に、七五〇万円の「定期保険」が組み合わされている。<sup>24</sup>よって、被保険者が死亡した場合には死亡保険金一〇〇万円（養老部分二五〇万円、定期部分七五〇万円）が支払われ、被保険者が死亡せず三〇年の満期を迎えた場合には満期保険金二五〇万円が支払われることになる。事業者が支払う保険料のうち養老保険部分については資産に計上され、定期保険部分については税法上の損金処理が可能である。

このような定期付養老保険の性質を考慮した場合、本件にお

いては、次のように考えるのが妥当であろう。すなわち、養老保険は、生死混合保険の一種であり、貯蓄機能も併せ持つために、その保険金の帰属先は保険料拠出者である事業者である。これに対して、定期保険の目的は低廉な保険料で高額な死亡保障を得ることにあるので、その保険金の帰属先は、遺族である。よって、Yが受け取った保険金一〇〇万円のうち、定期保険金七五〇万円が、Xに支払われるべき金額であると考ええる。また、定期付養老保険の場合には、一般に養老部分の保険金額に比べて定期部分の保険金額が高額であるから、定期部分保険金を退職金または弔慰金として支払うとすることは被保険者を不利に取り扱う結果にはならない。したがって、これは「付保規定」でなされた商法六七四条の同意の範囲にあると考ええる。なお、定期保険金部分を事業者から従業員の遺族に支払う場合には、事業者が支払った保険料のうち定期保険部分相当額を差し引いた上で、遺族に支払うべきであると考ええる。

遺族に支払われる金額の算定方法の根拠を保険契約に求める場合にも、上記の判断基準が唯一無二のものであるわけではない。可能性として、たとえばYが支払った保険料のうち積立保険料に相当する金額のみがYに帰属し、それ以外をXに支払うべきであるという考え方がありえよう。具体的には、Yの既払

保険料のうち、養老保険の積立部分に充当された保険料相当額がYに帰属し、残額をYがXに支払うことになるであろう。しかしこの考え方については、Yが支払った保険料を積立保険料と保障保険料に分離させることに疑問が残る。もう一つの可能性としては、解約返戻金相当額がYに帰属し残額がXに帰属するという考え方がありえよう。しかし、これについては、保険事故が発生している事例に対して解約時に支払われるべき金額を基準とすることが適切につき疑問が残る。また、これら二つの算定方法によれば、Yの受け取る金額については既払保険料の一部ないし解約返戻金部分であるとして、算定基準の理由付けがなされていることになるがXが受け取るべき金額については理由付けがなされえない。Xの受け取る金額は保険金からYの受け取る金額を差し引いた単なる差額とせざるをえない点で、均衡を欠いている。

上述のような本稿の立場によれば、定期保険金部分は遺族に帰属し、養老保険金部分は事業者に帰属するととらえるのであるから、双方に支払われるべき金額の算定基準はともに保険金である点で均衡が取れている。従って筆者は、保険事故が被保険者死亡であるときにのみ支払われる定期保険金を遺族に帰属させ、保険事故が被保険者死亡であつても満期であつても支払

われる養老保険金を事業者に帰属させるという結論が最も妥当であると考ええる。

#### 四 本判決以降の判決例

本判決以降、同様の事例を取り扱った判決としては、東京地裁平成七年一月二七日判決<sup>263</sup>、青森地裁弘前支部平成八年四月二六日判決<sup>264</sup>、名古屋地裁平成九年五月二一日判決<sup>267</sup>などがある。これらの判決においても事業者が受け取った保険金を遺族に支払うように命じられている。ここでは、これらの判例を概観する。

##### 1 事業者の金銭支払義務の根拠について

東京地裁平成七年一月二七日判決は、付保規定の文言の内容から、被保険者と「被告会社との間に暗黙のうちに本件付保規定の文言に沿つて本件保険金全額またはその相当部分を、退職金又は弔慰金として被保険者の遺族に支払うとの「合意が成立したと認めるのが相当である」と判示している<sup>268</sup>。ここでは、もっぱら付保規定の文言によつて、事業者と被保険者との間での合意内容が判断されている。

次に、青森地裁平成八年四月二六日判決は、商法六七四条の制度趣旨、本件保険契約の制度趣旨、契約締結の経緯事情、当事者の意識、被告会社の退職金支給の状況等諸般の事情を総合

従業員を被保険者として事業者が加入した生命保険の  
死亡保険金の一部を遺族に支払うべきであるとされた事例（家田）

考慮し、被保険者が「同意を与えたことは、……：同人が死亡した際には同社（生命保険会社）から支給される死亡保険金の中心から、同人の遺族に対して、社会通念上相当な金額の死亡退職金及び弔慰金を支払う旨の契約を成立させるものであったと解するのが相当である」と判示している。<sup>29</sup> この判旨は、事業者と被保険者との事情を総合的に考慮しているという点で、本判決の判旨と類似している。

名古屋地裁平成九年五月一日判決では、基本的に本判決と同様の判断が行われている。<sup>30</sup> とりわけ被保険者の事業者における業務内容および給与の額などから、事業者の被保険者に対する退職金の支給を推認している点は、事業者と被保険者との関係を総合的に判断している立場があらわれているといえよう。

## 2 遺族への支払金額算定方法について

本判決以降の判決例においても、被保険者たる従業員と事業者との関係を多面的に考慮した上で、遺族に支払うべき金額を決定するとしている本判決の立場は基本的には変更されていない。保険契約の内容から遺族に支払われるべき金額が当然に定まるとする本稿の立場からは、これら判例に対しても、本判決に対するのと同様の批判があらはまる。とりわけ、被保険者たる従業員の貢献度が低いほど事業者の受け取る金額が多額にな

るといふ問題は解決されていない。本判決以降の判例では被保険者の事業者に対する貢献度は比較的高いと認定されているためにこの問題は表面化していないが、しかし、潜在的にはこの種の問題が内包されているといわざるを得ないであろう。

## 五 おわりに

Yの受け取った保険金の一部をXに支払うよう命じている本判決の結論は、積極的に評価することができる。以降の判例においても事業者が受け取った保険金の一部を遺族に支払うよう命じられている点を考慮すると、本判決の結論が支持されるといえよう。しかし、XのYに対する保険金請求権の根拠およびその金額算定方法について、本判決はYA間の諸事情を総合的に勘案した上で、結論を導いている点に疑問が残る。この立場によれば、個々の事例における個別具体的な事情を考慮する必要があるため、判断基準が明確でない。

とりわけ、本判決のあいまいな金額算定方法が、事業者に対する貢献度が低い従業員が被保険者となっている保険契約ほど事業者が多額の保険金を受領できるという新たな問題をおこしている点に、筆者としては注意を喚起したい。

これらの点を考慮に入れると、本件においては、YA間の合

意である「付保規定」の文言によってXのYに対する保険金支払請求権を根拠付け、本件保険契約のもつ「定期付養老保険」という明解な基準を持って、YのXに対する支払金額を算定し、その結果、養老保険金部分はYに帰属させ、定期保険金部分はX帰属させることが妥当であると考える。なお、昨今問題となっている、団体定期保険をめぐる紛争に本稿の立場を応用した場合には、この保険契約は定期保険の一種であることから、事業者が受け取った保険金は全額遺族に帰属するという結論が得られることになるであろう。

#### 参考判例

大阪地裁昭和四四年二月二七日判決（判時九二六号一一五頁）、東京地裁平成三年八月二六日判決（判タ七六五号二八六頁、判時三八七号一四一頁）、東京地裁平成七年一月二七日判決（判タ九一一号一一一頁）、青森地裁弘前支部平成八年四月二六日判決（判時一五七一号一三三頁）、静岡地裁浜松支部平成九年三月二四日判決（金融・商事判例一〇一六号三〇頁）、名古屋地裁平成九年五月二九日判決。

#### 本判決の評釈

水野幹男「過労死事件における生命保険金の帰属問題」労働法律旬報一三五五号二頁（一九九五）。

石田満「従業員の福祉のために従業員を被保険者として締結した生命保険契約に基づく死亡保険金の一部を弔慰金として遺族に支払うべきとされた事例」判例時報一五四九号二〇六頁（一九九六）。

竹瀆修「従業員の福祉のために事業者が加入した生命保険の死亡保険金の一部を遺族に支払うべきものとされた事例」私法判例リマックス一九九六（下）一六頁（一九九六）。

#### 注

- (1) ここでいう増加保険金とは、契約期間中の配当金で保険を買増しした結果増加した保険金額のことをいうものと推測される。
- (2) これらの支払いについては、予備的に不当利得返還請求権に基く請求もなされている。
- (3) 大森忠夫『保険法』（一九五七・有斐閣）二六七頁、西島梅治『保険法（新版）』（一九九一・悠々社）三三二頁、鈴木竹雄『商行為法・保険法・海商法（全訂第一版）』（一九八八年・

従業員を被保険者として事業者が加入した生命保険の死亡保険金の一部を遺族に支払うべきであるとされた事例（家田）

- 弘文堂）一〇一頁参照。
- (4) 判時九二六号一一五頁（一九七九）。
- (5) 判タ七六五号二八六頁（一九九二）、判時三八七号一四一頁（一九九二）。
- (6) 竹瀆教授は、事業者が被保険者たる従業員の事故により理由もなく保険金を取得できることになる人保険契約に対して、裁判所は警戒感を抱いていることがこれらの判例にあらわれていると分析されている。竹瀆修「本件判批」私法判例リマーカース一九九六（下）一一六頁（一九九六）、一一七頁。
- (7) 金融・商事判例一〇一六号三〇頁（一九九七）。
- (8) 金融・商事判例・前掲注(7)四三頁。この判決の問題点については稿を改めて論じたい。
- (9) わが国における団体定期保険の実状については、山野嘉朗「判批」判タ九三三三三三四頁（一九九七）、三六頁参照。山野教授は諸外国における団体保険制度について比較法的考察を行われている。山野・前掲四四一四五頁。
- (10) この問題を指摘している文献として、本間照光「団体定期保険の研究」北海学園大学経済論集四二巻二五頁（一九九四）、清水誠「企業が結ぶ従業員の生命保険契約」法律時報六七巻四号六八頁（一九九五）。
- (11) 水野幹男「判批」労働法律旬報一三五号五一頁（一九九五）、五一頁参照。著者の水野弁護士は、本件、静岡地裁浜松支部平成九年三月二四日判決、および後述する名古屋地裁平成九年五月一日判決の原告側訴訟代理人である。名古屋地裁平成九年五月一日判決については判例集未掲載（平成九年六月時点）。なお、筆者は水野幹男弁護士のご厚意によりこれらの事件の判決文を入手するとともに、多くのご教示を頂いた。この場を借りてお礼申し上げたい。
- (12) なお、これらの金銭の受領の際にYがAらに無断でA名義の銀行口座を開設し、各給付金を受け取っていたことが、訴訟提起後、生命保険会社への裁判所からの調査囑託により判明した。水野・前掲注(10)五三頁、石田満「本件判批」判時一五四九号二〇六頁（一九九六）、二〇七―二〇八頁。
- (13) 竹瀆・前掲注(6)一一八頁。
- (14) 判旨のこの部分について、石田教授は理解に苦しむと指摘されている。石田・前掲注(12)二〇八頁。
- (15) この点について石田教授は付保規定の文言が死亡退職金または弔慰金規程に代替すると分析されている。石田・前掲注(12)二〇八頁。
- (16) 大森・前掲注(3)二七〇頁、西島・前掲注(3)三二六頁。

- (17) ここでいう保険金とは、「付保規定」によって被保険者が死亡した場合に支払われる死亡保険金に限定されている。
- (18) この点について竹瀆教授は「本判決が被保険者の同意書のみから退職金・弔慰金支払義務の合意を導き出すのではなく、諸般の事情を考慮した上で当事者の意思解釈からこの合意を推論したのは正当である」と分析されている。竹瀆・前掲注(6)一一九頁。
- (19) 清水誠・前掲注(10)六九頁参照。
- (20) 水野・前掲注(12)五五頁参照。
- (21) 前述の静岡地裁浜松支部平成九年三月二四日判決では、事業者が保険金五〇〇万円を受領して、遺族には六四〇万円の退職金と一〇万円の香料しか渡さなかったとされている。金融・商事判例・前掲注(7)三〇頁参照。また、事業者が約九七〇〇万円の保険金を受領して、遺族には退職金、香典など四六〇万円をわたし、一人につき月額一万五〇〇〇円の遺児手当てを三人分支払うだけとされるケースが現在係争中である。これらの点については、清水・前掲注(10)六九頁参照。
- (22) この立場によると、前記の同意文書には「保険金の全額」という文言があり、それが被保険者側に最も有利なものと推測できるので、「保険金額の全額」が被保険者側に支払われることとを条件に同意がなされたと考えることができるであろう。
- (23) この点について清水教授は、明確な精算根拠が示されるべきであり、そうでなければ六〇〇万円の利得が企業に残される理由が明らかにならないと指摘されている。清水・前掲注(10)七一頁。
- (24) 水野・前掲注(10)五一―五二頁参照。
- (25) 判タ九一一号一一二頁(一九九六)。
- (26) 判時一五七一号一三二頁(一九九六)。この判決の評釈として、山野・前掲注(9)、吉川吉衛「判批」平成八年度重判解一一頁(一九九七)。山野教授は、関連判決の動向として、本判決をはじめとする様々な判決例を紹介されている。山野・前掲(9)三七―三九頁。
- (27) 判例集未掲載判決文・前掲注(10)。
- (28) 判タ・前掲注(25)一二四頁、一二二頁参照。
- (29) 判時・前掲注(26)一三六頁。
- (30) この判決では、被保険者の同意の効果を対外的なものとする内的なものと分けて考察している。判時・前掲注(26)一三六頁、山野・前掲注(9)四三頁参照。
- (31) たとえば、「付保規定合意は、生命保険契約との関係において、他人の生命の保険契約締結に必要な他人の同意を確



従業員を被保険者として事業者が加入した生命保険の  
死亡保険金の一部を遺族に支払うべきであるとされた事例（家田）

認する文書にすぎない」と判示している点は、本判決と立場を同じくするものである。判例集未掲載判決文・前掲注(10)三三―三四頁。ただし、この判決においては、事業者は退職金として保険金の一部を支払うように命じている点が、弔慰金として保険金の一部を支払うように命じている本判決と立場を異としている点である。なお、この事件は本判決を単独制で審判した裁判官が裁判長裁判官となり合議制で審判された。

【付記】

本稿は、一九九七年三月一五日に名古屋大学法学部において開催された民事判例研究会での報告原稿に過筆・修正したものである。

本稿脱稿後、山野嘉朗「判批」ジュリ一一一六号一二七頁、長谷川俊明「団体定期生命保険判決に対する企業実務の対応策」NBL六二二号八頁に接した。